

社援発 0331 第 7 号
令和 7 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局長
（ 公 印 省 略 ）

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について」の
一部改正について

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 68 条の 2 第 3 項において、市及び福祉に関する事務所を設置する町村の長は、同条第 2 項による届出がされていない疑いのある社会福祉住居施設を発見したときは、都道府県等に通知する旨の努力義務等が規定され、また、同法第 163 条において、第 68 条の 2 第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者に対する罰則が設けられ、令和 7 年 4 月 1 日に施行することとされたところである。

については、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について」（令和 2 年 3 月 27 日付社援発 0325 第 14 号厚生労働省社会・援護局長通知）の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとするので、十分御了知の上、関係者に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言である。

無料低額宿泊所の設置及び運営に関する指導指針について【新旧対照表】

(令和2年3月27日付社援発0325第14号・社会・援護局長通知)

(下線部分が改正箇所)

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">社援発0325第14号 令和2年3月27日</p> <p style="text-align: center;">〔 一 部 改 正 〕 社援発 0331 第 7 号 令和7年 3 月 31 日</p> <p>各 都道府県 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について</p> <p>無料低額宿泊所については、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第44号）の一部の施行に伴い、各都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）において、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、その設備及び運営に関する基準を条例で定めるとともに、当該基準に適合しないと認められるときは、法第71条の規定による改善命令を行うこととされるなど規制の強化が図られたところである。</p> <p>無料低額宿泊所に対する指導等の実施については、これまでも法第70条の規定に基づき実施されているところであるが、上記の制度改革を踏まえ、別添のとおり「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針」を定めたので、下記の事項に留意の上、管内の無料低額宿泊所に対して適切な指導を行われたい。</p>	<p style="text-align: right;">社援発0325第14号 令和2年3月27日</p> <p>各 都道府県 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について</p> <p>無料低額宿泊所については、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第44号）の一部の施行に伴い、各都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）において、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、その設備及び運営に関する基準を条例で定めるとともに、当該基準に適合しないと認められるときは、法第71条の規定による改善命令を行うこととされるなど規制の強化が図られたところである。</p> <p>無料低額宿泊所に対する指導等の実施については、これまでも法第70条の規定に基づき実施されているところであるが、上記の制度改革を踏まえ、別添のとおり「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針」を定めたので、下記の事項に留意の上、管内の無料低額宿泊所に対して適切な指導を行われたい。</p>

無料低額宿泊所の設置及び運営に関する指導指針について【新旧対照表】

(令和2年3月27日付社援発0325第14号・社会・援護局長通知)

(下線部分が改正箇所)

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 無料低額宿泊所の定義の周知等 (1) 無料低額宿泊所の定義の周知 無料低額宿泊所については、法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設であり、その具体的な事業の範囲については基準省令第2条において定義している。 この事業の範囲に該当する事業については、法第68条の2の規定による事業開始の届出の有無にかかわらず、無料低額宿泊所として扱うものであることから、類似の事業を行っている事業所が確認された場合については、当該事業範囲について周知し、事業範囲に該当する事業を行っている事業者には、無料低額宿泊所としての届出を行うよう勧奨されたい。<u>この場合の留意事項等については、「無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について」(令和2年12月11日社援保発1211第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「届出勧奨通知」という。)を参照されたい。</u> また、他法に基づく規制等が行われている等、主たる事業目的が無料低額宿泊所の運営ではないことが明らかな場合には、無料低額宿泊所には該当しないこととしている。したがって、例えば、届出を行おうとする事業者の事業形態が、高齢者を集めて入居させて食事の提供等のサービスを行っているなどの場合には、有料老人ホームの定義に該当することから、有料老人ホームとしての届出を行うよう指導されたい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 無料低額宿泊所への指導の実施等 無料低額宿泊所に対しては、適切な運営を確保する観点から、定期的に法第70条に規定する調査等を実施し、基準に適合しない運営が行われている場合には、改善に向けた指導等を行うものである。当該指導及び指導結果を踏まえた措置について、指導の流れやその根拠、考え方等については、次のとおりである。</p> <p>(1) 調査等の実施 無料低額宿泊所の事業内容に関する調査等については、法第70条の規定に基づ</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 無料低額宿泊所の定義の周知等 (1) 無料低額宿泊所の定義の周知 無料低額宿泊所については、法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設であり、その具体的な事業の範囲については基準省令第2条において定義している。 この事業の範囲に該当する事業については、法第68条の2の規定による事業開始の届出の有無にかかわらず、無料低額宿泊所として扱うものであることから、類似の事業を行っている事業所が確認された場合については、当該事業範囲について周知し、事業範囲に該当する事業を行っている事業者には、無料低額宿泊所としての届出を行うよう勧奨されたい。</p> <p>また、他法に基づく規制等が行われている等、主たる事業目的が無料低額宿泊所の運営ではないことが明らかな場合には、無料低額宿泊所には該当しないこととしている。したがって、例えば、届出を行おうとする事業者の事業形態が、高齢者を集めて入居させて食事の提供等のサービスを行っているなどの場合には、有料老人ホームの定義に該当することから、有料老人ホームとしての届出を行うよう指導されたい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 無料低額宿泊所への指導の実施等 無料低額宿泊所に対しては、適切な運営を確保する観点から、定期的に法第70条に規定する調査等を実施し、基準に適合しない運営が行われている場合には、改善に向けた指導等を行うものである。当該指導及び指導結果を踏まえた措置について、指導の流れやその根拠、考え方等については、次のとおりである。</p> <p>(1) 調査等の実施 無料低額宿泊所の事業内容に関する調査等については、法第70条の規定に基づ</p>

無料低額宿泊所の設置及び運営に関する指導指針について【新旧対照表】

(令和2年3月27日付社援発0325第14号・社会・援護局長通知)

(下線部分が改正箇所)

改正後	現 行
<p>き実施するものである。この調査等の実施については、定期的に行うもののほか、<u>届出勧奨通知「3 保護の実施機関による都道府県等への通知について」に記載する通知により、基準に適合しない運営が行われていることが疑われる場合等には、随時行う必要があるものである。</u></p> <p>福祉事務所による被保護者の定期訪問等の機会は、基準に適合しない運営の疑いを発見する契機となるものであり、福祉事務所との連携を図るよう努められたい。</p> <p>なお、当該調査等については、無料低額宿泊事業に該当する事業を行っている場合、届出の有無にかかわらず実施が可能である。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 罰則</p> <p><u>次のとおり罰則規定が設けられていること。</u></p> <p><u>ア 事業の制限又は停止命令に従わず事業を継続して運営した場合</u> <u>法第161条の規定により6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に該当するものであること。</u></p> <p><u>イ 届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u> <u>法第163条の規定により30万円以下の罰金に該当するものであること。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>別添 (略)</p>	<p>き実施するものである。この調査等の実施については、定期的に行うもののほか、福祉事務所からの連絡等により、基準に適合しない運営が行われていることが疑われる場合等には、随時行う必要があるものである。</p> <p>福祉事務所による被保護者の定期訪問等の機会は、基準に適合しない運営の疑いを発見する契機となるものであり、福祉事務所との連携を図るよう努められたい。</p> <p>なお、当該調査等については、無料低額宿泊事業に該当する事業を行っている場合、届出の有無にかかわらず実施が可能である。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 罰則</p> <p><u>事業の制限又は停止命令に従わず事業を継続して運営した場合には、法第131条の規定により6月以下の懲役又は50万円以下の罰金等に該当するものであること。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>別添 (略)</p>